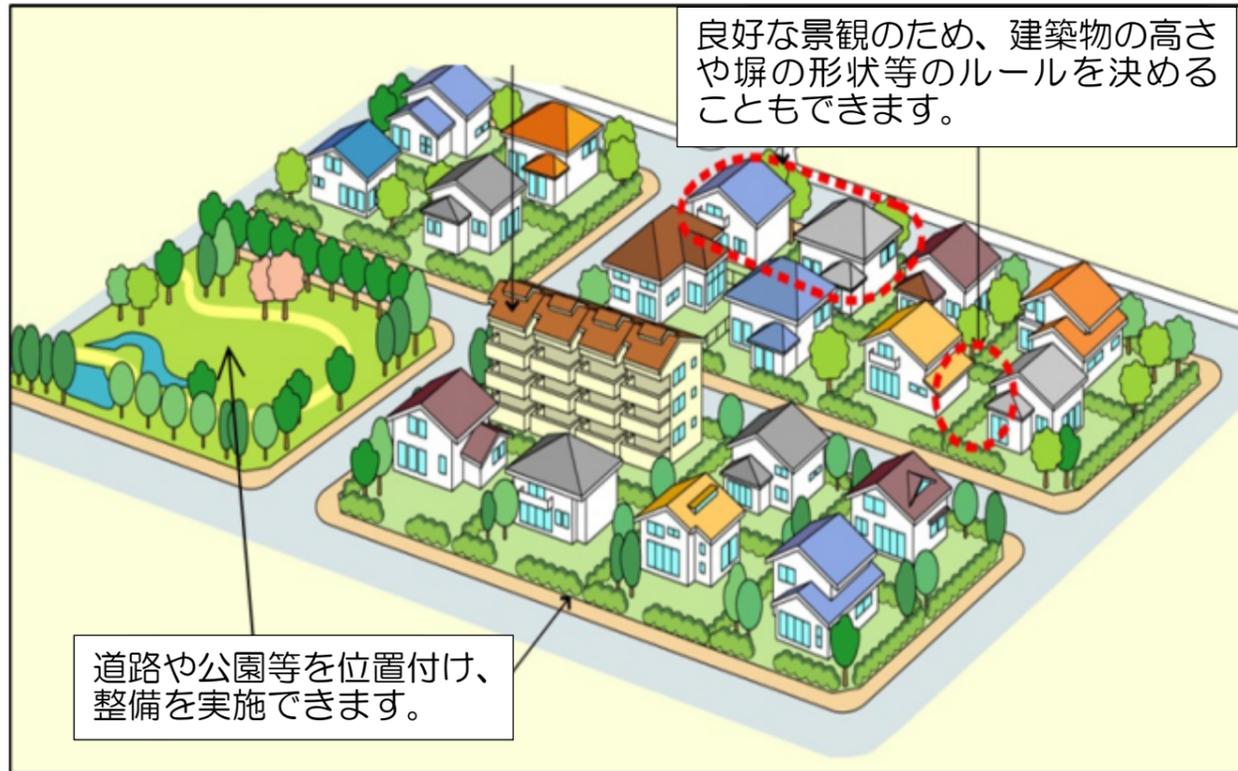


地区計画（都市計画決定）について

地区計画とは

地区の課題や特徴を踏まえ、住民と自治体とが連携しながら、地区のルールを決めて（都市計画決定）、良好なまちづくりを行うものです。

- ① 地区の「道路」や「公園」等を「地区施設」に位置づけます。
- ② 建築物の用途・高さや色彩、垣・柵の形状等、きめ細かなルールを決めることも可能です。



地区計画の特徴

- きめ細やかなまちづくりのルールを地区住民の合意のもと定めることができます。
- 地区を単位として、公共施設や建築物、土地利用に関する事項を総合的に、一つの詳細な計画として定めることができます。
- 建築行為等において届出が必要です。
 - ・住民合意のもと決定されるものであり、建築制限（許可制）ではなく、届出によりまちづくり誘導を行うものです。

例：きめ細やかなルールづくり

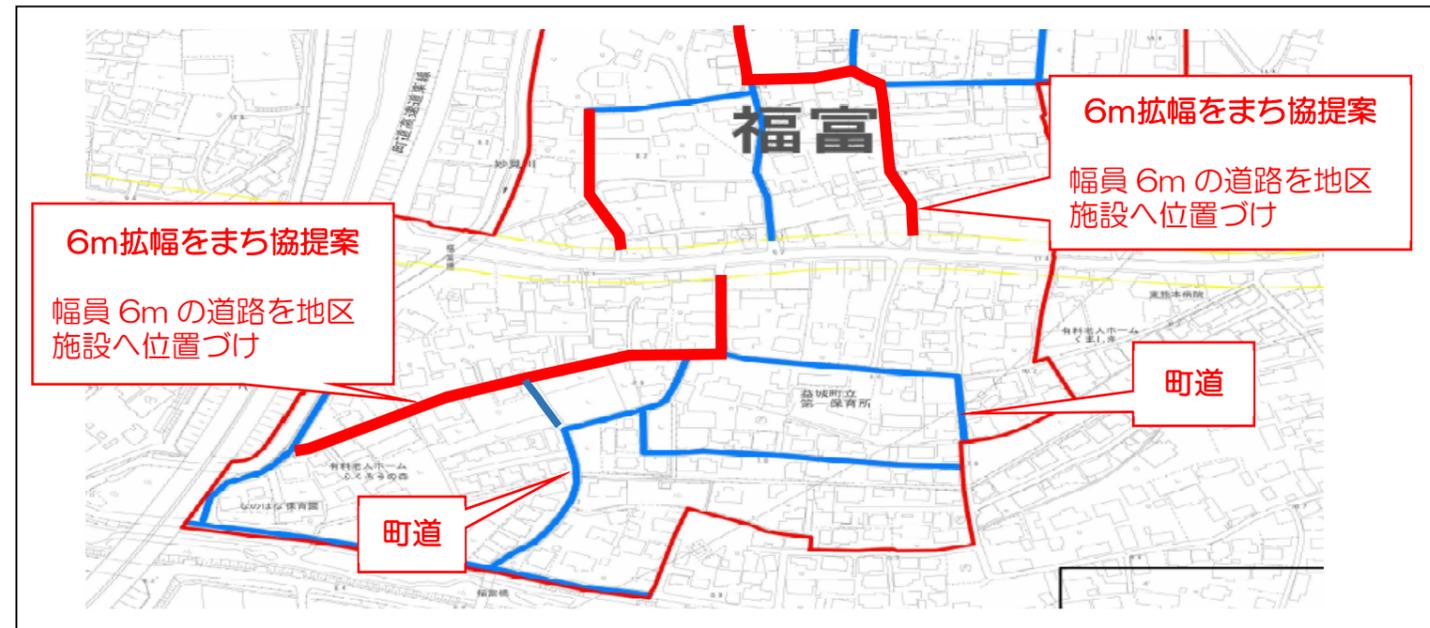
地区住民の合意のもと、必要に応じて建築物の高さや垣・柵の形状等のルールを定めることができます。



今回の地区計画で定めるもの

①地区施設（道路、公園等）を位置づけ

- 地区に現在ある町道・町有道や公園（地区の皆さんが利用する道路や公園）について、地区施設とし、今後も維持管理を行います。
 - ・道路については、建築基準法上最低限必要な幅員4mで地区施設に位置づけます
※宅地等は4mの道路に接道する必要があるため、新たな制限とはなりません
- まちづくり協議会で提案された道路の拡幅整備や公園の整備等についても、地区施設とし、整備を行います。
 - 道路拡幅や公園等の計画を明確に位置付けることで、将来にわたって着実な事業実施が可能となります。
（建築物の建替えの際の届出により、道路計画区域内に建築物が建たないように誘導できます）
※中心後退（セットバック）以上の整備部分に関しては、町が用地買収等を行います。



地区計画策定の流れ

1. 原案の縦覧・意見書受付（2週間+1週間）
2. 各種団体との協議後、案の作成
3. 案の縦覧・意見書受付（2週間）
4. 都市計画審議会
5. 都市計画決定（益城町決定）

お問い合わせ先

〒861-2295 益城町木山594番地
益城町役場 復興整備課 まちづくり推進室
TEL: 096-289-2930 FAX: 096-286-4523